

高島市地域防災計画

— 概要版 —

令和3年5月

高島市 危機管理局 防災課

<目次>

I	はじめに	1
	1. 計画の目的	1
	2. 地域防災計画の構成	1
II	高島市の災害特性	2
	1. 地震災害	2
	2. 風水害	3
	3. 原子力災害	5
	4. 事故災害	5
III.	災害予防編	6
	1. 安心して暮らせる「地域」をつくる	6
	2. 災害に強い「基盤」をつくる	6
	3. 災害に備える自助・共助・公助の「しくみ」をつくる	6
	4. 地域防災を担う「人」をつくる	6
IV.	災害応急対策編	7
	1. 災害応急対策の活動体制	7
	2. 体制区分	8
	3. 避難計画	8
	4. 応急対策	8
V.	災害復旧編	9
VI.	南海トラフ地震防災対策計画	9
VII.	原子力災害対策編	10
	1. 活動体制	10
	2. 防護設置基準	11
	3. 避難の流れ	12
VIII.	危機管理基本計画	13
	1. 危機の定義	13
	2. 危機レベルの区分	13
IX.	資料編・様式編	13

I はじめに

1. 計画の目的

〈第1編 第1章 第1節〉

高島市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、高島市防災会議が作成する計画で、市の防災行政の基本となる計画です。

高島市における大規模災害に対処するため、「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧」、「南海トラフ地震」、「原子力災害対策」等について、滋賀県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等および、市民・企業等が有する全機能を発揮して、災害にかかる災害予防、災害応急対策および災害復旧を実施することにより、市の地域ならびに住民の生命、身体および財産を災害から保護することとしています。

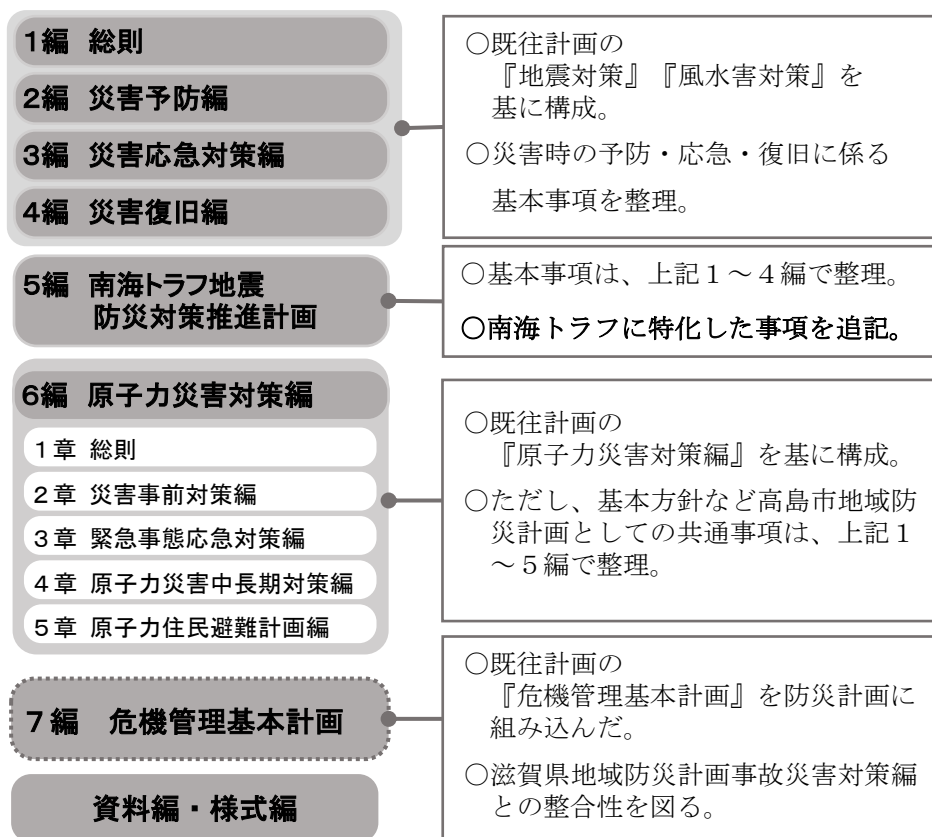
また、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、様々な対策を組み合わせて災害に備えるものとしています。

2. 地域防災計画の構成

〈第1編 第1章 第3節〉

本計画に定める防災施策は、地震災害（南海トラフ地震含む）、風水害、原子力災害とそれによって引き起こされる二次災害や施設被害が対象です。この計画は、「総則」、「災害予防計画」、「災害応急対策計画」、「災害復旧計画」、「南海トラフ地震防災対策推進計画」、「原子力災害対策」、「危機管理基本計画」および「資料編、様式編」で構成しています。

■ 計画の構成



II 高島市の災害特性

〈第1編 第2章〉

高島市における各種災害の想定について、専門機関や国・県が示す資料等を参考に一定の基準を示す目的で記述しています。

災害が発生した場合は本項に示す想定どおりの被害とはならない可能性は十分ありますので、実際の対応にあたっては、災害予防編や応急対策編で記述する内容を基本として、その都度適切な対策を講じることになります。

1. 地震災害

(1) 琵琶湖西岸断層帯地震の長期評価

滋賀県では平成26年3月、東日本大震災の教訓や社会構造の変化を踏まえた地震防災対策の再検討に際しての基礎資料とするため地震被害想定を見直し、取りまとめられました。

高島市で被害が想定される、琵琶湖西岸断層帯地震にかかる被害想定の詳細は、以下のとおりです。

断層帯名 (起震断層/活動区間)	一連区間が 一度に活動した 場合の地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率 (算定基準日：2020年1月1日)				平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)
		我が国の主な 活断層におけ る相対的評価	30年 以内	50年 以内	100年 以内	
1 琵琶湖西岸 断層帯 (北部)	M7.1程度	Sランク (高い)	1~3%	2~5%	4~10%	約1000年~ 2800年 約2800年~ 約2400年前
2 琵琶湖西岸 断層帯 (南部)	M7.5程度	Zランク	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	約4500年~ 6000年 1185年の地震

(注) 上表中の「我が国の主な活断層における相対的評価」は、国の地震調査研究推進本部によって全国の活断層を今後30年以内の地震発生リスクとして表示するもので、次の4段階に分けられている。

- Sランク (高い) : 30年以内の地震発生確率が 3%以上のもの
- Aランク (やや高い) : " 0.1~3%未満のもの
- Zランク (-) : " 0.1%未満のもの
- Xランク (-) : 地震発生確率が不明

(2) 南海トラフ地震の想定

平成25年12月に改正施行された「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(旧：東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法)」第3条第1項に基づき、平成26年3月31日、本市の全域が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されました。南海トラフ地震防災対策推進地域に関して、本市では、震度6弱以上の地震が起こると想定されています。

領域または地 震名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率 (算定基準日：2020年1月1日)			平均発生間隔 (上段) 最新発生時期 (下段)
		10年以内	30年以内	50年以内	
南海トラフ	M8~M9 クラス	30%程度	70%~80%	90%程度 もしくはそ れ以上	次回までの 標準的な値88.2年 74年前

(3) 高島市の被害想定

(1)(2)で示す想定地震によりもたらされる被害想定は以下のとおりです。

項目	琵琶湖西岸断層帯地震	南海トラフ地震
震度	7	6弱
建物被害	6,148棟	646棟
全壊：	1,455棟	21棟
半壊：	4,693棟	625棟
人的被害	死者 88人 冬季	0人 冬季
	負傷者 1,021人 冬季	14人 冬季
避難者	最大 11,444人	最大 733人

2. 風水害

本市で発生する風水害のうち最も発生頻度の高いものは、梅雨時期の集中豪雨および台風による洪水です。そのため、河川の洪水、土石流、山崩れおよび琵琶湖の浸水等による災害を想定し計画します。

また、過去の災害により被害を受けた教訓を忘れることなく、大洪水にも対処しうよう計画しています。

県等では、「地先の安全度マップ」、「安曇川浸水想定区域図」、「琵琶湖浸水想定区域図」を作成し、浸水深や浸水範囲を公開しており、このような水害リスク情報を避難計画の作成支援や安全な土地利用に活用していく必要があります。

(1) 台風

本市で過去に発生した災害による被害としては台風によるものが最も多くなっています。近畿地方に来襲する台風は9月中旬から下旬に最も多く、この時期には特に警戒する必要があります。

また、滋賀県を通過する台風は進路によって暴風雨の傾向が異なり、概ね以下の3タイプに分類することができます。

ア. 北東進型

滋賀県にとって最悪のコースをとる台風で大きな被害をもたらすことが予想されます。

このうち県の西部を通る場合は特に風が強く、また県の東部を通過する台風にあつては豪雨となることが想定されます。前者の例としては室戸台風、ジェーン台風、第2室戸台風などがあり、後者の例としては13号台風、伊勢湾台風などがあります。

イ. 北西進型

夏季に多く雨台風の傾向にあります。

ウ. 北上型

一般に雨台風で接近の度合いによっては風も強くなります。

(2) 大雨

前線の発達により局地的に降る集中豪雨は梅雨の末期から夏期にかけてよく発生し、また、夜間から明け方にかけて降る場合が多いです。

本市に大きな災害をもたらした大雨は多羅尾豪雨が有名で、昭和28年8月14日～15日に前線

が南下し停滞、滋賀、京都、三重県の県境付近を中心に豪雨を降らせました。14日9時から15日9時までの24時間で、滋賀県南部で250mm以上に達し、大半は朝方の数時間の間に降りました。このため安曇川、石田川が決壊、天増川で4人の死者を出しました。

平成25年9月16日には、台風18号による豪雨に見舞われました。降り始めからの総雨量は、市内の南西部で400mm超、北部で200mm超、朽木針畑で535mmを観測しました。この時、本市には全国初となる特別警報（大雨）が発表され、鴨川の決壊をはじめ山間部では土砂災害が発生しました。

（3）土砂災害

本市では高島、朽木、マキノ北部、今津西部の山間部の地域において土砂災害が多く発生しています。土砂災害は台風や豪雨によって引き起こされる場合が多いので風水害が発生した際には土砂災害についても十分警戒する必要があります。

令和2年7月8日には、高島拝戸地区で土石流が発生しました。当地先を含む比良山系北部は花崗岩で形成される地質であり、豪雨、長雨に対する警戒が必要です。

（4）河川災害

本市の河川は天井川を形成し豪雨のときには急激に水位が上昇して破堤や溢水等の小規模災害が起りやすいです。また、洪水波の下流への到達時間も非常に短く、特に扇状地の河川は水位が上昇しやすく、下流の地域で流出土砂災害の起こる可能性が高いことから注意が必要です。

（5）その他の災害の危険性

大雨時に琵琶湖の水位が著しく上昇した場合、沿岸の農地等が被害を受ける危険性があるほか、干害も発生することから琵琶湖の水位変化には十分注意する必要があります。

また、例は少ないですが4月から5月にかけて空気が乾燥し強風が吹くため、林野火災が発生しやすく、山菜取り、きのこ狩り、山林作業および登山者等、山に入る人には遭難に対する注意と併せ注意喚起する必要があります。

3. 原子力災害

滋賀県が平成23年度に行った放出想定発電所からの放射性物質拡散予測シミュレーション結果は、旧原子力安全委員会が定める「原子力施設等の防災対策について」（以下「旧指針」という。）によれば、以下のとおりです。

なお、高浜発電所の影響は本市には及ばないとされていますが、今後、国のデータ等の公表、県の新たな予測結果が示されるまでの間は、高浜については大飯の予測結果を準用して事故対応にあたります。

甲状腺被ばく等価線量	敦賀発電所	美浜発電所	大飯発電所	高浜発電所
100～500mSv (屋内退避基準)	高島市・長浜市 (最大距離43km)	高島市・長浜市 (最大距離42km)	高島市 (最大距離32km)	影響なし
50～100mSv (安定ヨウ素剤※ 予防服用の判断基準)	県内16市町 (最大距離79km)	県内18市町 (最大距離89km)	県内5市町 (最大距離63km)	影響なし

4. 事故災害

航空機事故、列車事故、自動車事故（交通事故）、火災事故、爆発事故等突発的な災害は年とともに増加し、最近は一度に多くの尊い人命が失われる大事故が目立ち、大きな社会不安を惹起している現状にあります。本市の地域事情を勘案し、下記の事故災害を想定しています。

事故災害の種類	想定する事故災害
湖上災害	旅客船の衝突等の湖上での大規模な船舶事故により多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合
航空機災害	旅客機の墜落等の大規模な航空機事故により多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合
鉄道災害	旅客列車の衝突、車両火災、トンネルなど鉄道施設の被災等の大規模な鉄道事故により多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合
道路災害	バスの衝突、車両火災、トンネルなど道路施設の被災等の大規模な道路事故により多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合
危険物等災害	危険物、高圧ガス、火薬類の取扱施設における大規模な火災、爆発等により多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合
毒物劇物災害	毒物・劇物の飛散、漏えい、流出等により多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合
大規模な火事災害	高層建築物等における大規模な火災により多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合
林野火災	広範囲にわたる林野の焼失、民家への延焼等が発生し、または発生するおそれがある場合

Ⅲ. 災害予防編

災害予防編では、災害発生後の混乱期に市民の生命を守り、被害の拡大を最小限に留めるため必要な組織や体制、設備をあらかじめ整備しておく予防対策を定めています。

市民の皆さんには、「自らの生命は自らが守る(自助)」、「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」を防災の基本として、平時より災害に対する備えの重要性について考えていただき、行政組織はそれらの活動を積極的に支援・協力を努めます。

また、災害に強いまちづくりの推進や、ライフラインの強化などの減災対策、および災害に備えた施設・体制整備などについて定めています。

1. 安心して暮らせる「地域」をつくる

〈第2編 第1章〉

災害の発生、拡大、二次災害を防止するため、自然条件や過去の災害履歴等から災害脆弱箇所を把握し、これらに基づき適正な土地利用への規制・誘導および事業の推進を図るとともに、各種法律ならびに高島市総合計画等に基づき、地域防災に関わる施設の整備や地域の開発に努めます。

2. 災害に強い「基盤」をつくる

〈第2編 第2章〉

災害に強いまちづくりを推進するため、防災上重要な建築物や避難路等の防災施設の計画的な整備、公共施設、文化財等の耐震化・耐火性の向上、土木施設等の災害防止対策などにより、都市の安全性の向上を図ります。

また、計画の推進にあたっては、各施設管理事業者、研究者、民間ボランティア組織など関係機関との相互連携の仕組みづくりに努めます。

3. 災害に備える自助・共助・公助の「しくみ」をつくる

〈第2編 第3章〉

災害は突発的に発生することから、迅速で的確な応急対策の実施が要求されます。そのための要員の確保と発生初期における初動体制を整備します。

また、避難住民による自主的な避難所運営が可能となるよう、実際に即した「避難所運営マニュアル」を作成し、防災リーダー研修会、防災出前講座、防災訓練などを通じて住民に啓発していきます。

4. 地域防災を担う「人」をつくる

〈第2編 第4章〉

災害から住民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の職員は勿論のこと、住民一人ひとりが日頃から災害について認識を深め、防災の基本となる「自らの身の安全は自らが守る」という理念と、多様な主体が地域防災の担い手になって地域防災力の向上につながるよう、防災広報、防災教育等さまざまな機会を通じて住民の防災意識の啓発に努め、力強い防災コミュニティの形成を目指します。

IV. 災害応急対策編

災害応急対策編では、災害が今まさに起ころうとしている場合の避難行動や、災害の発生直後の人命救助活動、被害等の情報を可能な限り早期に収集し、収集した情報に基づく人命を最優先とした人や物の応急的な対策等について定めています。

市民の皆さんには、平時からの災害に対する備えや活動の成果を発揮するとともに、互いに助け合い被災後の生活を送って頂かなければなりません。市や関係機関はそれらの活動を積極的に支援・協力を努めるとともに、計画に基づき速やかな災害復旧にあたります。

1. 災害応急対策の活動体制

〈第3編 第1章〉

市では災害発生時において、災害対策本部等が円滑に活動できるよう、災害の状況に応じた参集体制やマニュアル等を整備し対応します。

対象災害	時期		形態	考え	
風水害 原子力	発災 まで	最大限の 警戒	警戒 体制期	風水害や原子力災害に関しては、発災前に職員が予防的に参集することが通常に対応であり、警戒本部（地区本部）を速やかに設置して、現場パトロールの強化や住民への注意喚起、避難所の開設準備を行うなど時間的余裕がある。	
全災害	発災 ～3日	命を 守る	災害 対応体制 (災害対策本部)	初動 体制期	発災からの数時間は、職員の段階的な参集と同時に、被害状況などの大まかな情報が収集される。 また、災害や被害の状況に応じて、災害警戒本部または対策本部（地区本部）の設置が検討される時期である。
	～7日	生活を 維持		災害対策本部（地区本部）が設置され、さらに詳細な被害情報が収集される。 また、本部会議（地区本部会議）において応急対策の活動方針が決定され、道路の通行規制や復旧、給水等一部の応急活動が展開される時期である。 なお、発災から概ね7日間を「緊急初動体制」をとり、市役所のすべての機能を投入し、部局間の連携及び、関係機関と連携して、市民の生命を守る活動及び市民生活を維持する活動に集中的、重点的に取り組む。	
	～3週目	生活を 戻す		本格的に応急対策活動が開始される時期である。 引き続き応急活動が行われ、交換要員の確保等、継続的に活動を行うための対策が必要となる時期である。	
	～2か月	日常の 再開		また、広報、被災者相談窓口の設置、住民への支援活動や復旧活動のとりまとめ、経費負担などの活動が中心となり、応急対策活動から復旧、平常業務へ移行する時期である。	
	2か月～	復興への 歩み	通常 体制	復興 対策本部	さらに、被害が大きく応急活動が困難な地区本部に対し、被害が少なく人員に余裕のある地区本部から応援要員を派遣するなど、人員投資のマネジメントを検討する時期である。

2. 体制区分

〈第3編 第1章〉

災害時における参集体制は、警戒1-1号、警戒1-2号、警戒2号、警戒本部、災害対策本部の5つの段階を設け、発生する災害に応じた参集体制を定めています。

なお、職員は災害時においては公助を担う重要な立場にあることから、そのことを自覚するとともに、平常時から、自分や家族の身の安全を災害から守るため、あらゆる対策を講じるよう努めるとしています。

3. 避難計画

〈第3編 第12章〉

市では、下表に示すよう状況に応じて、各種伝達方法による避難指示等を実施します。

種別	条件	伝達内容	伝達方法
高齢者等避難	気象条件等により、過去の災害の発生例、地形等から判断すれば災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難の指示等を行うことが予想される場合	①情報提供者 ②避難準備をすべき理由 ③対象地区 ④避難場所 ⑤携行品その他の注意 ⑥避難行動要支援者の避難開始要請	広範囲の場合： 防災行政無線 TV、ラジオ、広報車 小範囲の場合： 防災行政無線(地区別) 広報車によるマイク放送
避難指示	当該地域また土地建物等に災害が発生するおそれがある場合 条件がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫した場合また災害が発生し、現場に残留者がある場合	①指示者 ②対象地区 ③避難理由 ④避難場所 ⑤避難経路 ⑥避難後の指示連絡等	高齢者等避難に同じ。ただし必要に応じて戸別に口頭伝達を行う。 マイク、口頭伝達、サイレン警鐘乱打および必要に応じ高齢者等避難の方法を併用する。

4. 応急対策

災害時の活動体制や避難計画の他、自衛隊への災害派遣要請の手順や災害対応に従事する様々な機関や団体等にかかる協力や応援要請にかかる手続きを定めています。

■主な内容

- | | |
|-----------------------------------|---------------------------------|
| ○災害救助法の適用 | ○避難・輸送・交通・避難行動要支援者対策 |
| ○相互協力体制 | ○各種ライフライン応急対策 |
| ○自衛隊災害派遣要請の要求 | ○建造物・住宅・福祉施設・教育施設・危険物施設等の応急対策計画 |
| ○消防計画及び水防計画 | ○土砂災害等の土木施設応急対策計画 |
| ○救急救助および救護計画 | ○飲料水・食料・生活必需品等供給計画 |
| ○保健衛生および防疫計画 | ○義援金品の受付及び配分 |
| ○行方不明者の搜索、遺体の収容、検視、引渡しおよび火葬(埋葬)計画 | ○災害廃棄物処理計画 など |
| ○情報の収集連絡・広報計画 | |

V. 災害復旧編

〈第4編〉

災害復旧編では、被災後の生活再建に向けた取組みや災害復旧・復興計画の策定や、震災復興事業の実施について定めています。

市および国や防災関係機関は、市民の皆さんの生活がいち早く再建されるように、り災証明書の遅滞ない発行や生活支援に関わる資金の給付・貸付けをはじめ、租税の減免等の対策を通じて生活の安定と社会秩序の維持に努めます。

■主な内容

- 公共施設の災害復旧計画
- 被災者の支援計画
- 地域産業の支援計画

- 治安の確保および交通対策
- 復興計画

VI. 南海トラフ地震防災対策推進計画

〈第5編〉

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的として必要な項目を記載しています。

災害対応の具体的な対策は基本的に災害応急対策編に準じます。

Ⅶ. 原子力災害対策編

〈第6編〉

原子力発電所の事故により、本市に影響が及ぶことを想定して、本市における防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲を定め、国の緊急時対応計画や滋賀県原子力防災計画を踏まえ、本市において実施すべき必要な措置等を記載しています。

1. 活動体制

		配 備 基 準	配備体制
警戒体制 (第1配備)	【フェーズ1】 (情報所)	(1) 市内または近隣(福井県若狭地域等)に震度4の地震が発生したとき(自動発動)	【情報所】 出動職員＝政策部長以下の指定職員、各支所長、新旭振興室長以下の指定職員
	【フェーズ2】 (情報収集事態)	(1) 福井県の原子力事業所所在市町(敦賀市・美浜町・おおい町・高浜町)において震度5弱または震度5強の地震が発生したとき (2) 原子力規制委員会から「情報収集事態」発生連絡を受けたとき (3) その他政策部長が警戒配備体制を決定したとき	【警戒配備】 同上
災害警戒本部体制 (第2配備)	【フェーズ3】 (警戒事態)	(1) 福井県の原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生したとき、または福井県津波予報区において大津波警報が発表されたとき (2) 原子力規制委員会から「警戒事態」発生連絡を受けたとき (3) 原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡があったとき (4) その他、副市長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき	【災害警戒本部】 本部長＝副市長 副本部長＝政策部長 本部員＝危機管理監、各部長等 出動職員＝地震または風水害時の指定職員
災害対策本部体制 (第3配備)	【フェーズ4】 (施設敷地緊急事態) [原災法10条]	(1) 原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があったとき (2) 原子力規制委員会から「施設敷地緊急事態」発生連絡を受けたとき (3) 福井県および滋賀県が設置するモニタリングポストで、5 μ Sv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき (4) その他市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき	【災害対策本部】 本部長＝市長 副本部長＝副市長、教育長 本部員＝危機管理監、各部長等
	【フェーズ5】 (全面緊急事態) (緊急事態宣言) [原災法15条]	(1) 原子力規制委員会から「全面緊急事態」発生連絡を受けたとき (2) 内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき	出動職員＝地震または風水害時の指定職員(全職員)

2. 防護設置基準

原子力規制委員会では、福島第一原発事故を教訓に指針を定め、その防護措置基準は、下表のとおりです。この防護措置基準は、IAEAにおいてその改訂が議論されている状況であるため、必要に応じて見直しを行うこととされていますが、今回、地方自治体が地域防災計画を準備・運用するにあたって必要となる基準として定めています。

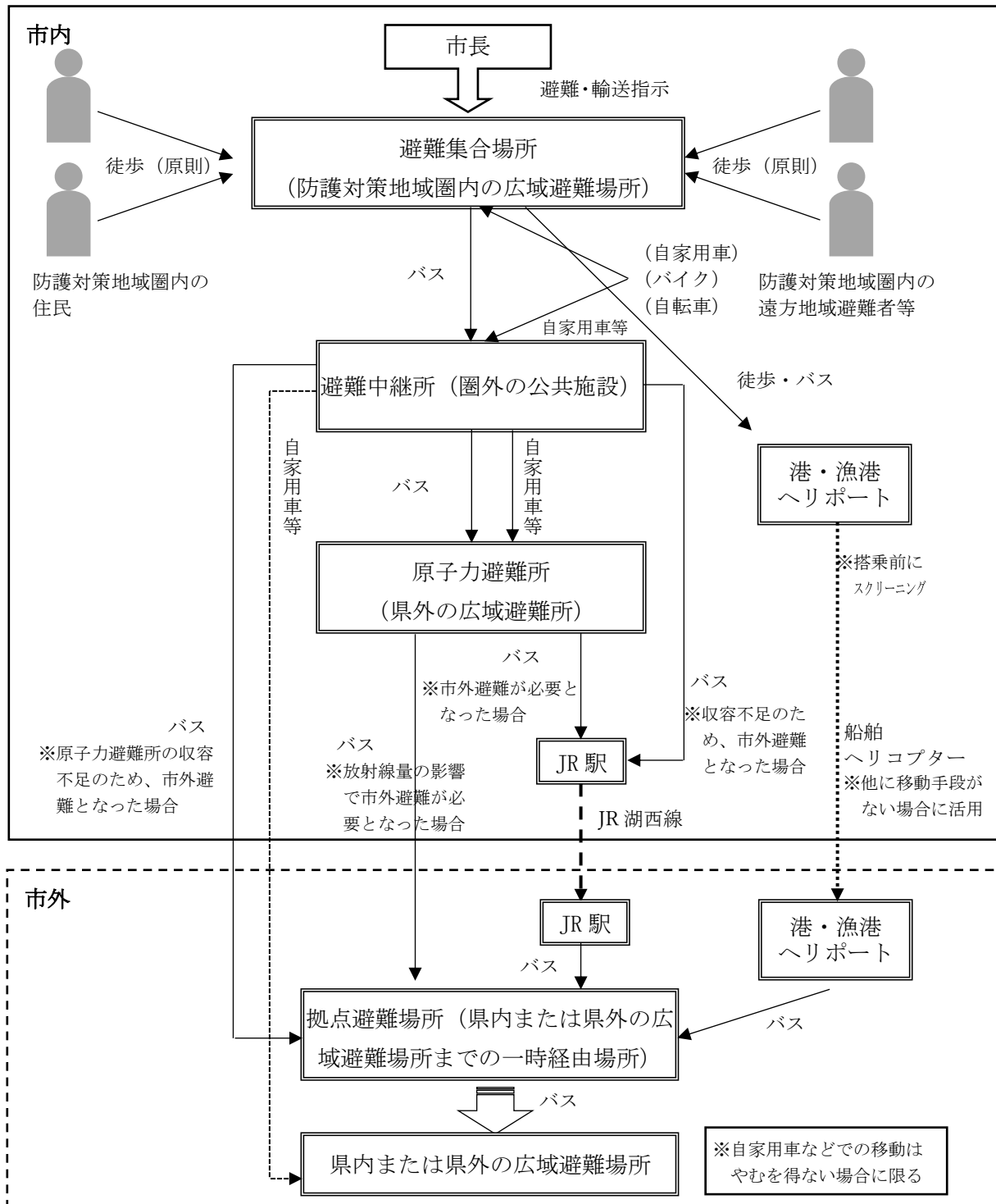
■OIL と防護措置について

基準の名称と種類		基準の概要	初期値			防護措置の概要
緊急防護措置	即時避難基準 (OIL1)	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させる際の基準	500 μ Sv/h (空間放射線量率) (地上 1m で計測) 高島市の平常時の測定値の約 5,000 倍			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む) 基本的に、PAZ の範囲が対象だが、UPZ の避難判断基準にもなる。
	体表面スクリーニング・除染基準 (OIL4)	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの真皮への外部被ばくを防止するため、除染を講じる際の基準	β 線 : 40,000cpm (皮膚から数cmでの検出器の計数率) 【1ヶ月後の値】 β 線 : 13,000cpm (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			
早期防護措置	一時移転基準 (OIL2)	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (空間放射線量率) (地上 1m で計測) 高島市の平常時の測定値の約 200 倍			1日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (空間放射線量率) (地上 1m で計測) 高島市の平常時の測定値の約 5 倍			数日内を目途に、飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき地域を特定
	飲食物摂取制限基準 (OIL6)	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水・牛乳・乳製品	野菜類・肉穀類・卵・魚・その他	1週間内を目途に、飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウムおよび超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				

3. 避難の流れ

避難は、放射線源または放射性物質から遠く離れ、放射線による外部被ばくおよび放射性物質の吸入による内部被ばくを避けるための一つの手段です。ただし、避難による被ばくの低減化が有効なのは、大量の放射性物質が本市へ到達するまでの時間的余裕が十分あって、長期間の放出が予想され、しかも、避難によらなければ相当な量の被ばくを避けられない場合です。

よって、放射性物質の放出が短時間で終ると予測される場合では、必ずしも避難が最善の方策とは限らないことに注意が必要です。



VIII. 危機管理基本計画

〈第7編〉

本計画は、高島市内において、大規模災害や事件等により重大な危機事案が発生した場合、本市における体制、事前の準備、対応の基本的方針等を予め定めることにより、以後の被害の発生防止および早期の終結を図ることを目的として策定しています。

1. 危機の定義

本計画における危機の定義として、以下の3つのカテゴリーに分け、危機の事象を定めています。

カテゴリー	区分	具体事象
カテゴリー1	自然災害	地震、風水害、土砂災害、雪害
	原子力災害	原子力発電所事故、放射性物質輸送中の事故
カテゴリー2	武力攻撃事態	着上陸侵攻（地上部隊が上陸する攻撃）
		ゲリラや特殊部隊による攻撃
		弾道ミサイルによる攻撃
	航空機による攻撃	
緊急処理事態	危険物質を有する施設等に対する攻撃	
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃	
カテゴリー3	大規模事故	大規模火災、航空機・鉄道・危険物施設事故等
	健康危機	感染症（新型インフルエンザ、SARS など）
		集団食中毒、食品等への有害物質混入
	ライフライン障害	上下水道の大規模な停止
		電力等の大規模な停止
	動物	家畜への伝染病
		熊等危険動物の出没
	行方不明	行方不明者の捜索
	情報システム	個人情報の流出など住民サービスに重大な影響のある事件・事故
	環境	水質汚濁
	市管理施設	市管理施設での火災、事故等
	行事	イベント等での事件・事故
	その他	不発弾処理
その他重大な人的・物的被害が生じる、または生じるおそれのある事件・事故等		

2. 危機レベルの区分

危機事案の状況に応じ、次のとおり危機レベルを区分しています。

設定された危機レベルの区分に応じた体制をとり、危機事案の対応にあたります。

危機レベル	事態
危機レベル1	単一部局で対処が可能な事案
危機レベル2	複数部局で対処が必要な事案
危機レベル3	全庁体制で対処が必要な事案

IX. 資料編・様式編

防災対策に関連する避難所等の情報、災害に対する各種指標、応援協定一覧等のデータをひとまとめにし、本編と合わせ活用します。

また、各種事務手続きを行う上での必要な様式等について様式編としてまとめています。